

臨時福祉給付金

支給要件

● 支給対象者

- ・平成26年度分の市民税が課税されていない方が対象です。

ただし、・課税されている方の税扶養にとられている場合
・生活保護の受給者である場合 など は除きます。

● 支給額

- ・1人につき **10,000円**
- ・下記の《加算対象者》は1人につき **5,000円** を加算

《加算対象者※1》

- ・老齢基礎年金、障害基礎年金、遺族基礎年金等の受給者など※2
- ・児童扶養手当、特別障害者手当等の受給者など※3

※1 複数の加算措置に該当する方の場合も加算される額は1人につき5千円です。

※2 平成26年3月分の受給権があり、4月分または5月分の年金の支払いがある方が対象です。

※3 平成26年1月分の手当等を受給している方が対象です。

表1 【市民税が課税されない所得水準の目安（非課税限度額）】
（給与所得者）（公的年金等受給者）

区分	非課税限度額※ （給与収入ベース）
単身	93万円
夫婦	137.8万円
夫婦子1人	168.3万円
夫婦子2人	209.9万円

区分	非課税限度額※ （年金収入ベース）
単身	65歳以上 148万円
	65歳未満 98万円
夫婦	65歳以上 192.8万円
	65歳未満 147万円

※ 津山市における非課税限度額。

子育て世帯臨時特例給付金

支給要件

● 支給対象者

次のどちらの要件も満たす方が対象です。

①平成26年1月分の児童手当・特例給付※を受給

②平成25年分の所得が児童手当の所得制限限度額未満（表2の限度額目安未満かどうか）

※特例給付とは、所得が高額な方について、児童1人当たり月額5,000円を支給しているものです。

● 対象児童

支給対象者の平成26年1月分の児童手当・特例給付の対象となる児童

ただし、・「臨時福祉給付金」の対象となる児童
・生活保護の受給者となっている児童 など は除きます。

● 支給額

対象児童1人につき **10,000円**

表2 【児童手当の所得制限限度額（給与収入ベース）】

区分 （扶養親族等の数）	限度額目安 （給与収入ベース）
子1人（1人）	875.6万円
夫婦子1人（2人）	917.8万円
夫婦子2人（3人）	960万円